

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	男女参画・県民協働課	H22.4.1	男女共同参画ラジオ・ミニ講座制作放送業務委託	1,260,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役 上田 良樹	離島地域を含め県内全域を聴取域に持つAMラジオ局は、県内においては、長崎放送(株)1者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
2	県民生活部	人権・同和対策課	H22.4.1	人権・同和問題に関する啓発相談業務委託	10,000,000	長崎市長銭座町2-7 部落開放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした人権問題の解決等を目的とした各種啓発指導事業を実施するものであり、県民、学校・社会教育関係者、企業・団体職員などを対象とした啓発活動の推進等の業務内容を実施することができるのは当連合会だけである。	第167条の2 第1項 第2号
3	県民生活部	人権・同和対策課	H22.4.1	平成22年度人権啓発活動委託	2,000,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
4	県民生活部	人権・同和対策課	H22.4.1	平成22年度人権啓発活動委託	1,700,000	佐世保市八幡町1-10 長崎市 佐世保市長 朝永 則男	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
5	県民生活部	人権・同和対策課	H22.9.27	第11回ながさき人権フェスティバル開催運営業務委託	3,255,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は人権についての啓発活動の取組の一環で、催事運営の実績等を要するイベント業者5者による企画コンペを実施し、審査の上最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県民生活部	人権・同和対策課	H22.10.5	平成22年度「同和問題啓発強調月間」啓発広報業務委託	3,045,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は同和問題を含む様々な人権問題の解決に向けた取組の一環であり、効果的な啓発広報が必要であるため、広告代理店5者による企画コンペを実施し、審査の上、最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号
7	県民生活部	統計課	H22.9.10	平成22年度国勢調査広報イベント運営業務委託	3,499,965	長崎市万才町3番13号 株式会社 西鉄エージェンシー長崎営業所 営業所長 烏山 友路	本業務にあたっては、契約相手方に高度な能力及び優れた整備体制等が求められるため、公募型企画コンペを実施し、企画提案書を求め、平成22年度国勢調査広報イベント委託事業者選定委員会において優秀な事業者1者を選定し契約を締結することとした。 (企画コンペ参加事業者数: 3者)	第167条の2 第1項 第2号
8	県民生活部	生活衛生課	H22.4.1	平成22年度犬捕獲抑留等業務委託	39,763,638	大村市西西城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指導協力会 代表取締役 深田良隆	狂犬病予防法違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却後の骨灰の処理など、公衆衛生業務の一つとして欠くことのできない業務だが、咬傷事故や感染症の罹患の恐れがあることから、一般に敬遠される業務であり、かつ、一定の技術・経験が不可欠な業務であるため、本業者以外に県内で業務を遂行できる者がいないため。また、動物の適正飼養管理業務も含まれており、遂行にはより専門性が求められている。	第167条の2 第1項 第2号
9	県民生活部	生活衛生課	H22.7.22	平成22年度油症被害者骨密度測定及び心電図検査業務委託契約	5,500円/人 (単価契約)	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	測定機材を積んだ検診車と検査技師をセットで借り上げて、検診会場で骨密度検査及び心電図検査を実施できる業者は、県内では(財)長崎県健康事業団のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県民生活部	生活衛生課	H22.7.22	平成22年度カネミ油症被害者の血液検査業務委託契約	18,040円/件 (単価契約)	東京都立川市曙町2丁目41番地19号 株式会社 エスアールエル	油症検診は厚生労働省科学研究費補助金により研究代表者である全国油症治療研究班長が各自治体に業務を委託し実施されており、その検査結果は油症被害者の治療研究の基礎資料であり、統計的なデータ分析が行われている。 委託者である全国油症治療研究班長から、検査業者について、受診者数が当県と並んで最も多い福岡県と同じ業者((株)エスアールエル)で検査するよう指示があっているため1者による随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
11	県民生活部	生活衛生課	H22.8.17	残留農薬検査業務委託契約	59,800円 / 検体 (単価契約)	西彼杵郡長与町高田郷 3640-3 社団法人 長崎県食品衛生協会 会長 徳永清隆	この事業の目的は県民の食品に対する不安感を払拭し、安全確保を図ることであるが、高度な理化学検査である食品の残留農薬検査は行政処分が伴うため、検査の信頼性が確保される食品衛生法第33条の基準を満たす登録検査機関でなければならない。加えて、検査の効率、有効性、陽性事例対応などを考慮した場合、極力検体搬入から検査結果判明までの時間を短縮しなければならず、(社)長崎県食品衛生協会が県内唯一の登録検査機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
12	県民生活部	生活衛生課	H22.11.24	油症の治療等に関する研究委託	1,150,000	長崎市坂本1-7-1 長崎油症研究班 班長 宇谷 厚志	本契約は、油症の治療法等に係る専門的な調査研究に関する委託業務であり、実施にあたっては油症に関しての医学的・疫学的な専門知識を必要としている。 長崎油症研究班は、長崎大学医学部・歯学部附属病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を進めており、その成果は関係方面から高く評価されている。 以上のことから随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
13	県民生活部	食品安全・消費生活課 (計量検定所)	H22.4.1	特定計量器検査等業務委託	13,381,000	長崎市銭座町3-3 社団法人 長崎県計量協会 会長 中村 未幸	社団法人 長崎県計量協会が、当該業務を委託できる本県で唯一の指定定期検査(計量証明検査)機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	県民生活部	食品安全・消費生活課	H22.10.26	「平成22年度消費者 トラブル防止広報強化 月間」啓発広報業務 委託	9,900,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は、消費者トラブル等について広く啓発するためのもので、様々な広報媒体を活用した効果的な啓発広報が必要なため、県内広告代理店のうち過去本県での広報事業実績のある広告代理店5者による企画コンペを実施し、審査の上、最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号
15	県民生活部	食品安全・消費生活課	H22.11.6	長崎県消費生活情報 ホームページのリ ニューアル業務委託	2,025,450	佐世保市田原町11-17 有限会社佐世保情報アカデ ミー 代表取締役 久田裕己	この事業は、あらゆる世代の方に見ていただける閲覧しやすいホームページ制作を行うため、プロポーザル方式を採用し、応募のあった7者によるプロポーザルを実施し、審査の上、最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号